公　告

諸　事　項

佐賀東部土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から申請のあった定款の変更は、令和７年６月27日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年７月15日

九州農政局長　緒方　和之

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告